

ペットボトルのラベル外しが約9割を達成しました！

今年度から試行期間として実践していただいている、ペットボトルのラベル外しは、現在約9割以上の方にご協力をいただいています。まだラベル外しを実践されていない方は早めのご準備をお願いします。

①ラベルとキャップを外す

リングは→
外さないで
大丈夫です



キャップとラベルは
燃やせるごみへ

②水で軽くすすぐ



③潰さずにペットボトル だけをまとめて捨てる



町内会の資源回収に出す場合
→透明か半透明の袋に入れる
資源ごみの日に出す場合
→市指定のペットボトル専用
有料ごみ袋に入れる

**令和4年4月1日から、ラベルが外れていないペット
ボトルが入っている袋は、回収されなくなります。**

問合せ先 暮らし支援課 Tel.28-8013

10月は「土地月間」です

一定面積以上の土地を取得した場合は届け出が必要です！

○一定面積とは？・・・都市計画区域内…5,000㎡以上、都市計画区域外…10,000㎡以上

個々の面積が小さくても、合計するとこれらの面積を超えるような一団の土地も対象となります。また、都市計画区域内で1万㎡以上の土地を取引するときは、別に「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づく事前届け出が必要です。

○いつ届け出をするの？

国土利用計画法により契約を行った日から2週間以内に土地を取得した人(買い主)が行わなくてはなりません。
※届け出をしなかったり、偽りの届け出をしたりすると、法律で罰せられることがあります。

○届け出の方法は？

市公式ホームページに掲載している「土地売却等届出書」に土地の利用目的などを記入し、図面や契約書の写しなど必要な書類を添えて都市計画課窓口へ届け出をしてください。

地価公示制度とは？

土地の売却をするとき、その土地の正常な価格の目安となるのが「地価公示」と「地価調査」の価格です。

▷「地価公示」(3月下旬に発表)

…国の機関である土地鑑定委員会が調査した全国標準地における毎年1月1日現在の正常価格

▷「地価調査」(9月下旬に発表)

…知事が調査する各都道府県内の基準地における毎年7月1日現在の正常価格

※地価公示価格については都市計画課で閲覧できるほか、国土交通省土地総合情報システムのホームページでも公開しています。

問合せ先 都市計画課 Tel.28-8038